

令和8年3月

国 税 庁

「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について」  
(法令解釈通達)の概要

使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を月額7,500円に引き上げるものです。